

広島県教育委員会規則第三号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。